

16番 繁昌 誠吾 議員

1 スポーツ振興について

(1) 中学校部活動の地域移行について

令和3年度に開始された地域運動部活動推進事業を受け、国は「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める」方針を打ち出した。本市における、この方針に基づいた取組状況と、教育長が認識する課題、そして今後の地域移行に向けた取組について、具体的に示されたい。

(2) 広域的なスポーツ合宿・大会誘致の取組について

本市は、長年にわたり県内トップクラスのスポーツ合宿誘致実績を誇っているが、スポーツ施設については、大隅地方の中心都市でありながら、周辺自治体と比較して十分とは言えない状況である。本市には鹿屋体育大学があり、スポーツ振興のポテンシャルは高いにもかかわらず、自治体としての合宿や大会の開催数は少ないのが現状である。広域的な視点から合宿や大会を誘致することで、交流人口の増加や地域経済の活性化が期待できると思われるが、市長の広域での取組に対する見解を示されたい。

また、本市でのスポーツ合宿に対する助成は、県外の高校・大学が対象となっているが、県内・県外の小学・中学・高校・大学への拡充は考えられないか。

(3) スポーツ施設の現状について

「鹿屋市スポーツ関係施設再配置計画」は、平成26年の策定から10年が経過し、当初の計画が十分に実現されていない現状である。スポーツ施設の老朽化や不具合による市民からの不満の声も寄せられる中、スポーツのまちを掲げる本市において、スポーツ施設の現状と今後の在り方について、市長の見解を示されたい。

また、特に、室内プールの整備は、小中学校のプール維持管理の負担軽減や、体育授業の質向上に繋がるものと期待されると思う。市長の見解を示されたい。

2 市内児童の保護について

- (1) 令和4年5月26日、市内在住の当時4歳の男の子が、認定こども園からの通告をきっかけに児童相談所に保護された。父親は、児童相談所や警察から虐待の疑いをかけられ、取り調べを受けた。その後、同年10月6日、認定こども園の代理人から、当初の虐待の通報が誤りであったとの文書が届き、こども園側も保護の解除を要請したが、2年が経過した現在も、男の子の保護は解除されていない。本市は、児童相談所が県の所管であることを理由に、長らくこの問題に関与してきていないが、今年5月に担当課職員が状況確認に訪れた。また、その後、ご家族で8月4日に市庁舎内において記者会見を実施した。現在、男の子は6歳になり、保育施設に通うことができず、来年の小学校入学も危ぶまれる状況である。

この事案は、個別の問題にとどまらず、市民の安心安全な生活を守る行政の役割を問うものである。このような事態を招かないために、市としてどのような取組が可能か、市長の見解を示されたい。